

e-Taxにおける個人納税者の メッセージボックス取扱いの変更点

e-Tax利用の簡便化

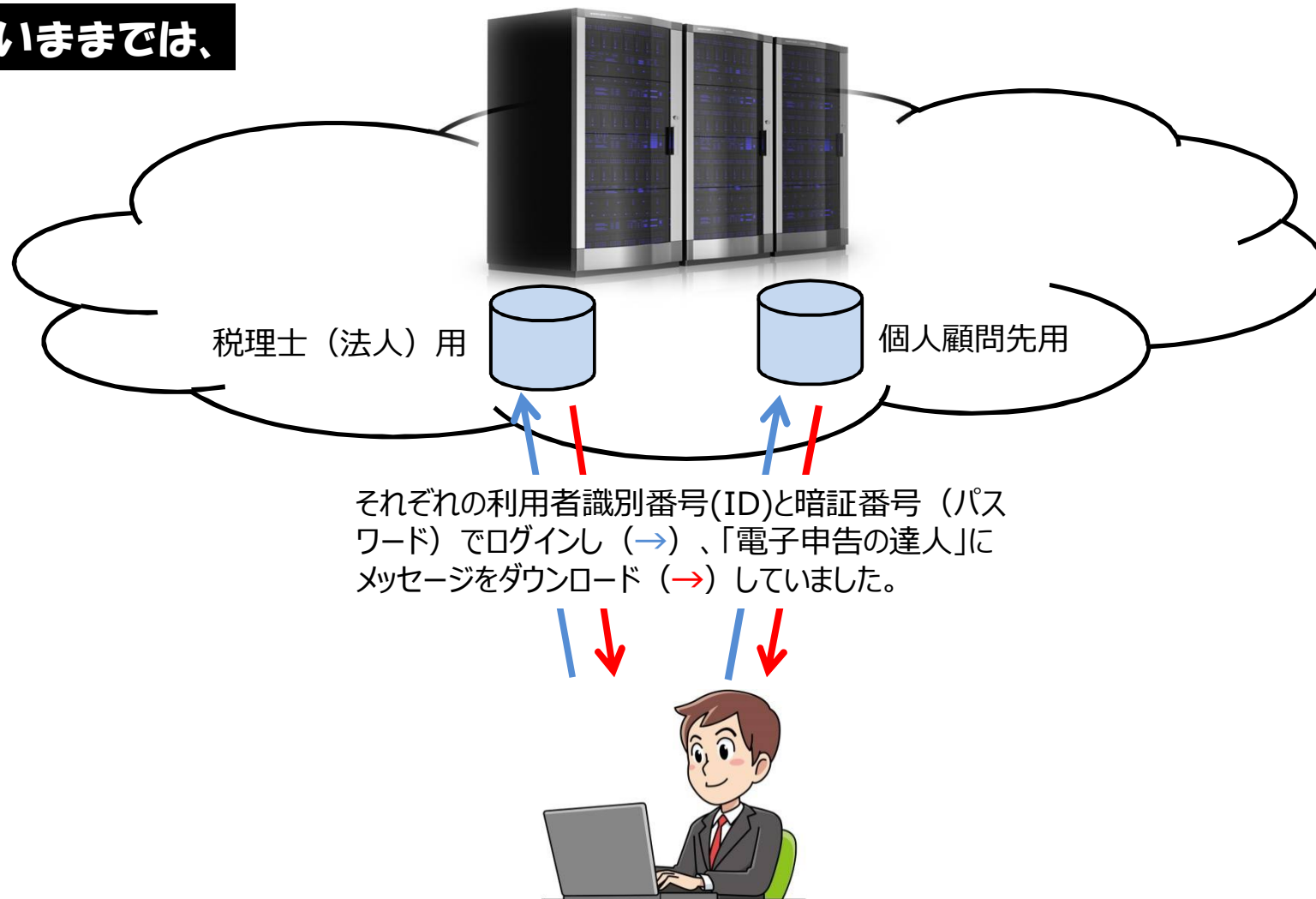
概要

国税e-Taxにおいて、平成31年1月4日から「e-Tax利用の簡便化」の名のもと、個人納税者に対してメッセージボックスのセキュリティ強化が図られます。

達人システムでは、「電子申告の達人」でこの変更に対応いたします。

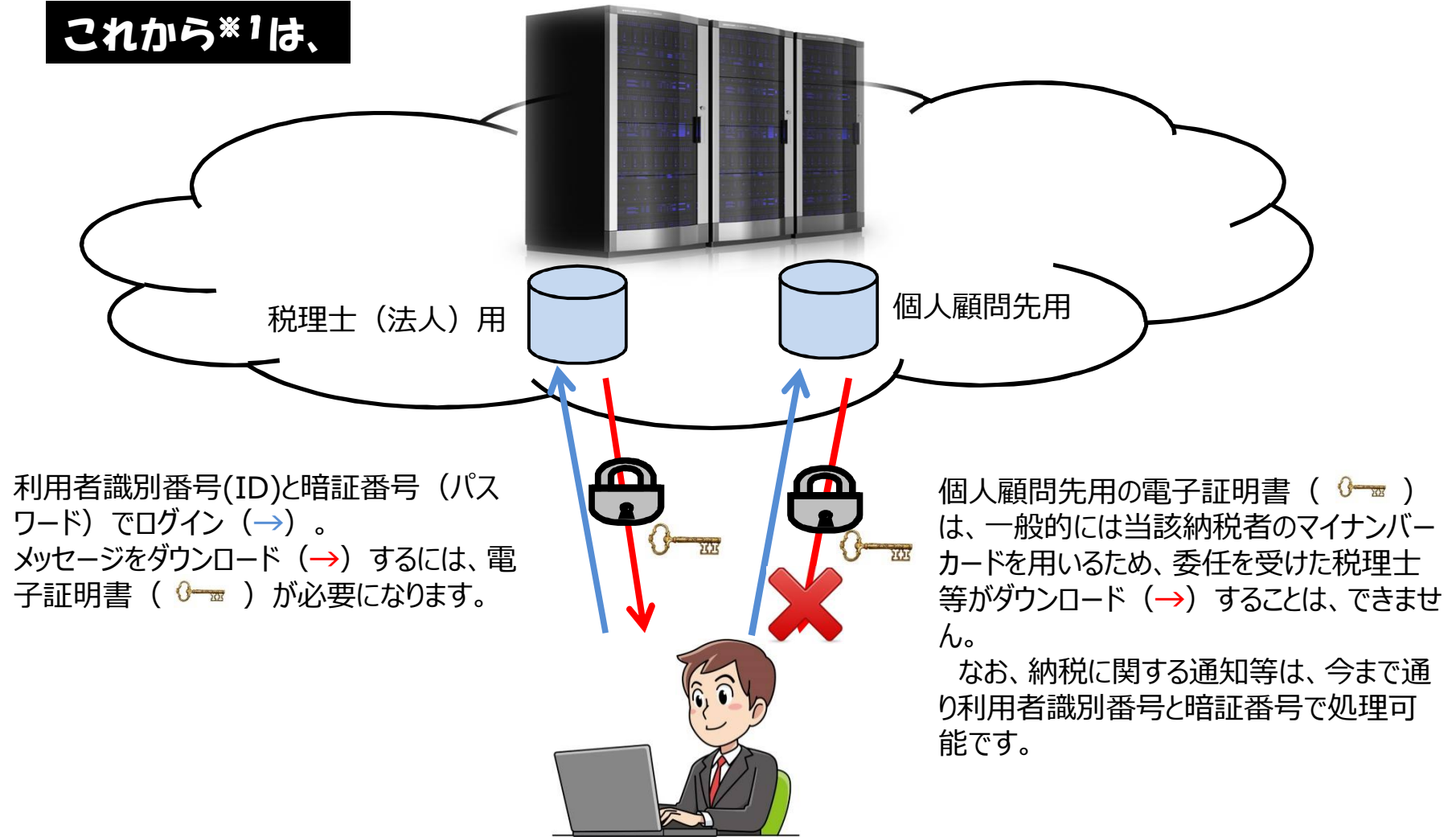
メッセージボックスの変更点

いままでは、



メッセージボックスの変更点

これから※1は、

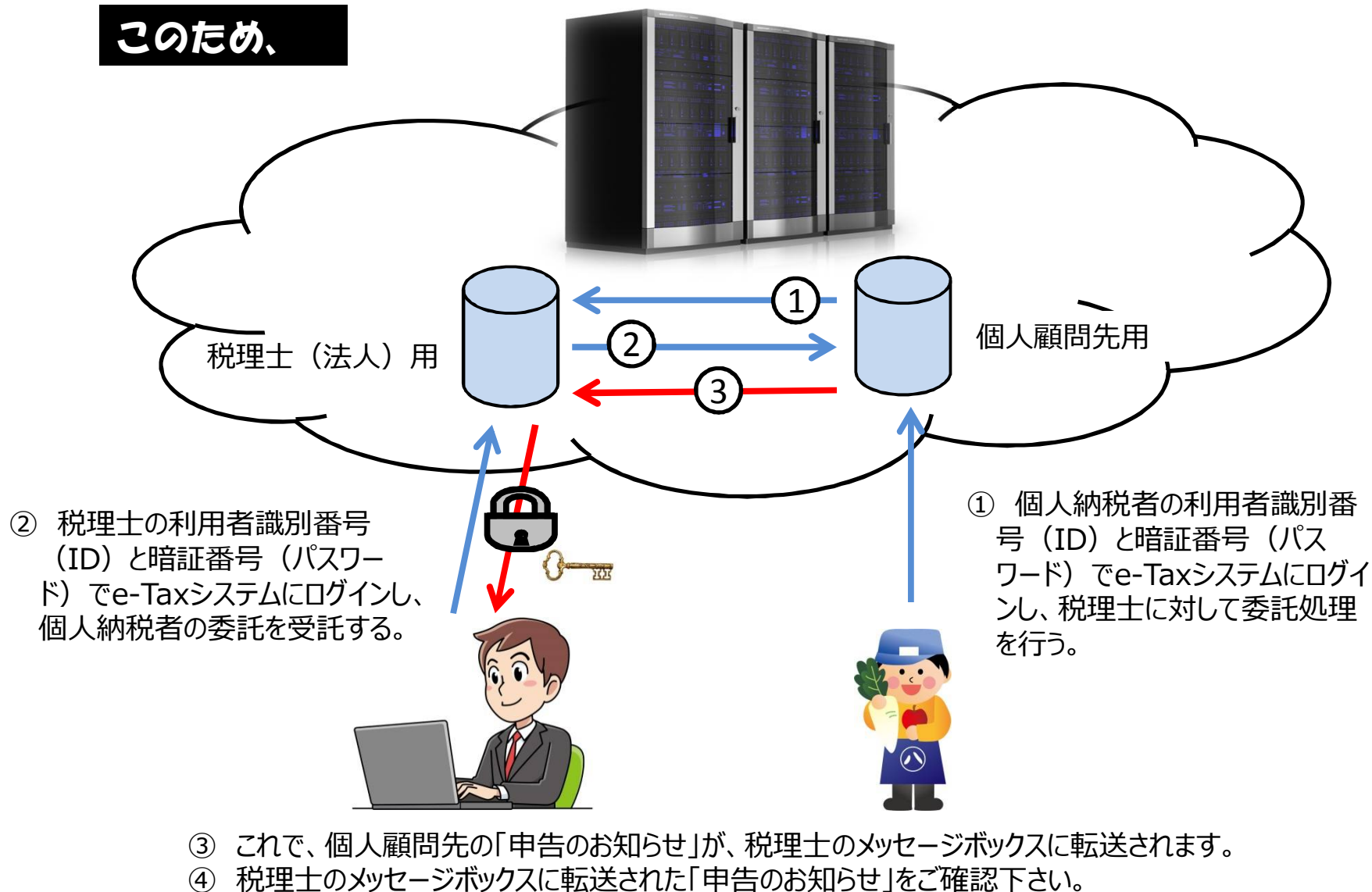


このままでは、「申告のお知らせ」が確認できない！！

※1：2019年1月4日から

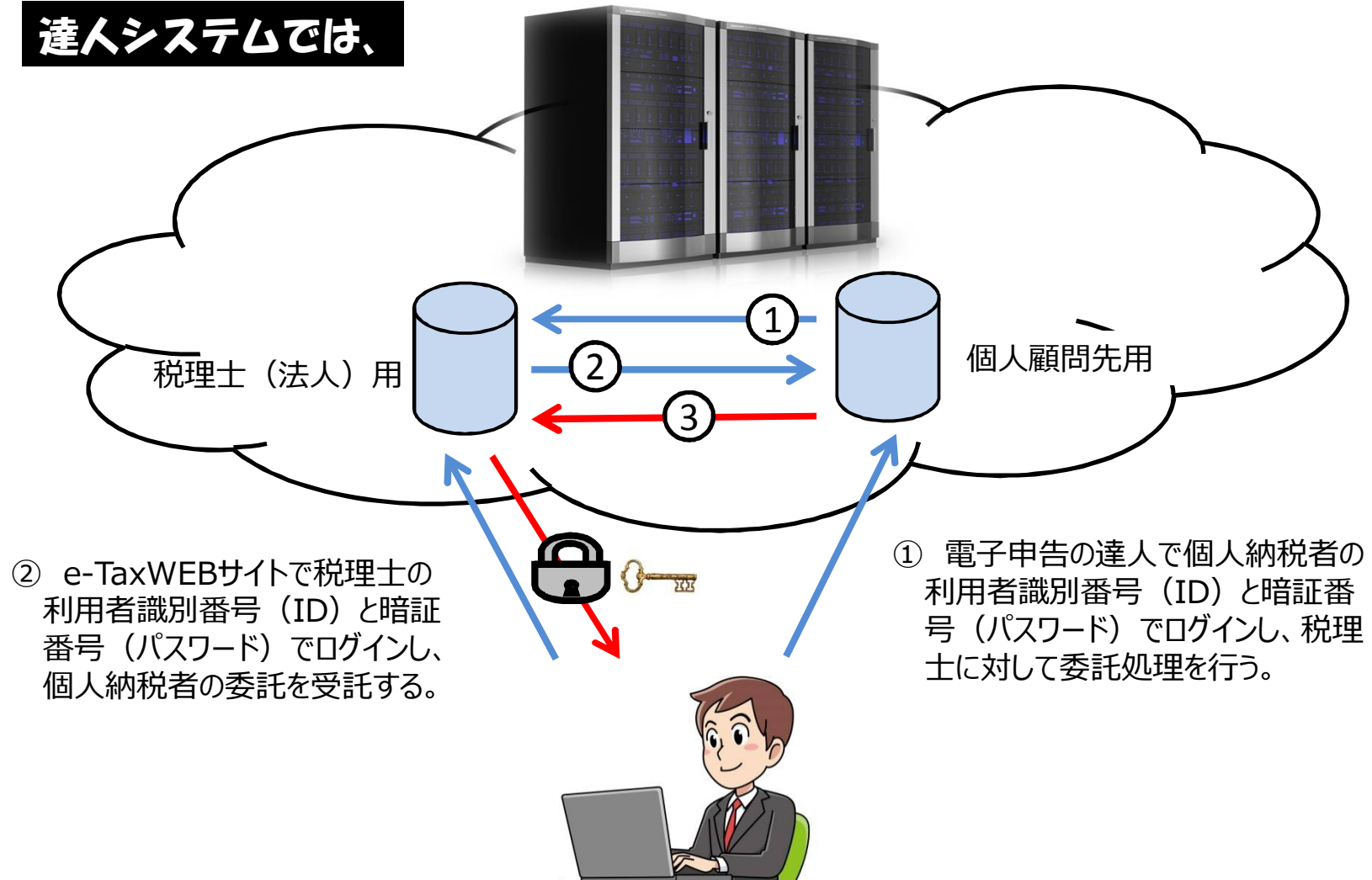
メッセージボックスの変更点

このため、



メッセージボックスの変更点

達人システムでは、



- ③ これで、個人顧問先の「申告のお知らせ」が、税理士のメッセージボックスに転送されます。
- ④ 税理士のメッセージボックスをダウンロードし、「申告のお知らせ」をご確認下さい。

補足

- ◆委託・受託の手続きは、1度行えば、どちらか（税理士等又は納税者）が、e-Taxシステムで解除するまで有効です。
- ◆この手続きを行った年分は、「申告のお知らせ」の配信日に関わらず転送されます。
- ◆税理士等のメッセージボックスをダウンロードする際にも、電子証明書は、必要です。ご用意下さい。
なお、「電子申告の達人」にダウンロードしたメッセージを開く際には、電子証明書は必要ありません。

留意点

- ◆ 個人顧問先のメッセージボックスからは、当該納税者の電子証明書がなければ、メッセージをダウンロードできません。
申告の確認する「メール詳細」は、税理士等へ送信されるメール詳細を利用して下さい。
- ◆ 税理士等のメッセージボックスをダウンロードしますので、税理士等本人の申告情報もダウンロードされます。ご注意下さい。
電子申告の達人では、回避する方法もありますのでご相談下さい。

以上が平成31年1月4日より変更されるe-Tax利用の簡便化に伴うメッセージボックスの取扱いの変更点です。

達人システム側の詳しい操作については、追ってご案内申し上げます。